

令和4年第3回桶川市農業委員会総会 議事録

令和4年3月24日（木） 午後2時から

場所：桶川市役所5階 全員協議会室

【出席委員】 農業委員	1 小峯完治、2 和久津一美、3 岩崎真一、4 大野仁、5 加藤俊子、6 熊井茂夫、7 倉持成彦、8 白根行枝、9 砂川富夫、10 住谷行雄、11 滝沢和一
【欠席委員】	0名
【傍聴人】	1名
事務局長	<p>只今より、令和4年第3回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、和久津委員にお願いします。</p>
和久津委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、小峯会長よりお願いします。
小峯会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>3番の岩崎委員と、9番の砂川委員にお願いします。これより議事に入りますが、本日は傍聴希望者がいらっしゃるようなので、入室するよう事務局から伝えてください。</p>
議長	<p>次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の1ページと、農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、3件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p>

	<p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の5つの要件を全て満たすことが必要になります。</p> <p>1つ目が、全部効率要件で、いわゆる全部耕作要件です。</p> <p>申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。</p> <p>申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、下限面積要件です。</p> <p>申請地を含め、耕作する農地の合計が50a以上であることが必要です。</p> <p>4つ目が、地域との調和要件です。</p> <p>申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>5つ目は、法人が農地を取得する際に適用されるものですので、今回の案件には関係ございません。</p> <p>まず、第1号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、世帯で17ha以上の農地を耕作しており、50aを超えているため、下限面積要件を満たしております。</p> <p>また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えられます。</p> <p>譲受人は、長年川田谷地区で農業を営んでおり、年間で300日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件を満たしており、今後も地域との調和を図っていくことは十分可能であると考えております。</p> <p>なお、申請地取得後は、露地野菜を栽培する予定とのことですので伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>砂川委員</p> <p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p> <p>議長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、倉持委員よりお願いします。</p>
--	--

倉持委員	<p>3月22日に自宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>事務局の説明通り、申請地取得後は露地野菜を栽培する予定だそうです。</p> <p>また、申請地周辺を既に耕作しているとのことでしたので、申請地も耕作することは十分可能であると思います。</p> <p>聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第1号件について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして第2号件について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号件についてご説明いたします。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、5,238㎡の農地を耕作しており、50aを超えていることから、下限面積要件を満たしております。</p> <p>また、事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えられます。</p> <p>譲受人は、年間で300日農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件を満たしております。地域との調和を図っていくことについては、資料記載のとおりです。</p> <p>なお、申請地取得後は、露地野菜を栽培する予定とのことですので伺っております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題が無かったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、砂川委員よりお願いします。</p>
砂川委員	<p>3月22日に自宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。</p> <p>事務局の説明通り、申請地取得後は露地野菜を栽培する予定だそうです。</p> <p>対象地は、既に利用集積で申請者が耕作していることから、問題はないと思われます。聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして第3号件についてですが、こちらについては第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」の第1号件と一括して審議する必要がありますので、両議案の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、まず第1号議案第3号件について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料の2ページと、農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>本件は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う、区分地上権を設定するものとなります。</p> <p>また、営農型太陽光発電設備を設置する場合、農地を一時的に転用することになりますが、その期間は原則3年以内と定められていることから、区分地上権の設定期間も3年となっております。</p> <p>なお、農地法第3条の規定による許可を受けるには、原則5つの許可要件を全て満たすことが必要となりますが、区分地上権の設定を目的とした農地法3条の許可については、通常の許可要件が適用されないことが条文で示されております。</p> <p>そのため、聞き取り調査も不要となっております。</p> <p>では、続きまして第2号議案第1号件について説明させていただきます</p> <p>使用貸借権を設定する案件で、転用目的は営農型太陽光発電事業となっております。</p> <p>申請地には228枚の太陽光パネルを設置し、下部の農地でミョウガを栽培する計画です。</p>

	<p>また、営農型太陽光発電事業の場合、農地を一時的に転用することになります。そのため、将来的には農地へ復元されることになります。</p> <p>一時転用の期間は原則3年以内と決まっており、許可後から3年間となっておりますので、期間に問題は無いと考えられます。</p> <p>対象地は、農用区域内農地ですが、桶川市長宛てに、適合証明願が提出されており、事業計画書、理由書、復元計画書、復元計画に係る土地所有者の同意内容を審査した結果、今回の転用計画が農業振興地域整備計画の達成に支障がないこと及び復元計画が農用地利用計画に適合しているとのことで、桶川市長より証明書が発行されております。</p> <p>また、復元計画に係る資金計画も提出されており、復元の確実性も認められます。</p> <p>続いて、転用面積ですが、本件はパネルを支えるための支柱部分を一時的に転用することになるため、支柱77本と電柱1本分の面積となっております。</p> <p>次に、排水計画等についてですが、取水や雑排水の排出計画は無く、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。</p> <p>隣地農地に対する被害防除については、被害が及ばないようにパネルを設置し、盛土等を行わない計画となっております。</p> <p>次に、下部の農地については、先月の農業委員会総会で利用権を設定することが認められており、桶川市内の農家（桶川市認定農家ではない）が耕作することになっております。</p> <p>なお、太陽光パネル設置に伴う、営農への影響については、意見書が添付されており、問題がないことが確認できるようになっております。</p> <p>最後に、発電計画については、経済産業省からの認定が下りていること、電力会社との接続契約を締結されていることから、転用の確実性は認められる状況です。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>第1号議案第3号件及び第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案第3号件及び第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第2号件について説明させていただきます。</p> <p>農業委員会総会次第兼資料の2ページと、農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。こちらは所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>本件は、先月の総会で十分な補正が行われていなかったことから、審査保留となっておりましたが、その後、補正対応が行われましたので、新しい図面等に差し替えが行われています。</p> <p>申請地は、令和3年5月の除外申出案件で、令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外である「周辺その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。</p> <p>合計の建築面積は82.82㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>また、隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>面積の必要性や転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	ありがとうございました。

	<p>それでは、第2号議案第2号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第2号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらも使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地の前面道路には、上水道とガス管が埋設されており、500m以内に加納小学校と桶川高校があることから、3種農地と判断しております。</p> <p>なお、3種農地の場合、原則許可することとなっております。</p> <p>また、申請地は農用地区域外農地となっております。</p> <p>建築面積は77.42㎡で、排水計画は合併浄化槽より側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。</p> <p>申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が1台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧ください。ただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第 2 号議案第 3 号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第 4 号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 4 号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらにも所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は農用地区域外農地で、第 1 種農地にも第 3 種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第 2 種農地と考えております。</p> <p>第 2 種農地は、周辺の他の土地に立地が困難な場合、もしくは、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は許可することとなっております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外である「周辺その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。</p> <p>建築面積は 148.21 m²で、排水計画は合併浄化槽より側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。</p> <p>また、申請地には、3 台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が 2 台、来客用が 1 台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3 月 18 日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第4号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第4号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第5号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第5号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらも所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は農用地区域外農地で、第1種農地にも第3種農地にも該当しない農地であることから、農地区分は第2種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当することから、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築面積は134.75㎡で、排水計画は合併浄化槽より水路へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。</p> <p>また、申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が1台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、第2号議案第5号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第5号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第6号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第6号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は、令和3年5月の除外申出案件で、令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は72.87㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>また、申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が1台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第6号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第6号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第7号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第7号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は、令和3年5月の除外申出案件で、令和3年12月1日付けで農用地区域から除外されております。</p> <p>10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は90.26㎡で、排水計画は合併浄化槽より既存の排水柵へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロック及びあぜ板を新設する計画です。</p> <p>また、申請地には、4台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が2台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第7号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第7号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案第8号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第8号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は農用地区域外農地で、10ha以上の連坦性がある農地であることから、農地区分は第1種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、不許可の例外に該当するものと考えております。</p> <p>建築面積は112.26㎡で、排水計画は合併浄化槽より前面の道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。</p> <p>また、申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が1台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧いただければと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>3月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されておらず、残土がある状況でした。</p>

事務局	<p>現地調査後に代理人に是正依頼をしたところ、残土が撤去され、雑草が刈られていることを3月22日に確認できましたことを報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案第8号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第2号議案第8号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第9号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第9号件について説明させていただきます。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらも所有権を移転させる案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。 申請地の前面道路には、上水道とガス管が埋設されており、500m以内に日出谷小学校と日出谷保育所があることから、3種農地と判断しております。 なお、3種農地の場合、原則許可することとなっております。 また、申請地は農用地区域外農地となっております。 建築面積は79.91㎡で、排水計画は合併浄化槽より側溝へ放流する計画となっております。 隣地農地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画となっております。 申請地には、3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自家用が2台、来客用が1台となっております。 転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいただければと思います。 なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>それでは報告させていただきます。 3月18日に現地調査を行いました。</p>

議長	<p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案第9号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案第9号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料と、農業委員会総会・現地調査資料、現地調査結果資料をご覧ください。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請件数は、新規のものが6筆となっております。合計面積は6,818㎡となっております。</p> <p>まず、1件目の借受人について説明をいたします。</p> <p>借受人は、現在非農家ですが、今後、就農することを考えているそうです。</p> <p>農地を取得する前に、まずは借りて実績を積むとのことで申出に至りました。</p> <p>申出地での栽培予定作物や、販売経路など、今後の計画を立てた営農計画書を提出していただいております。</p> <p>それによると、申出地では露地野菜、みかん、養蜂を行う予定です。販路については桶川市の道の駅に販売する計画となっております。</p> <p>また、障害のある方にも農作業を体験できる場を提供したいとのことです。</p> <p>借受人の栽培経験については、2021年までの7年間、熊谷市内で農地を借りて、野菜の栽培を行ってきたとのことです。</p> <p>今回、桶川で農地を借りるに至った経緯について説明します。</p> <p>これまで住んでいた熊谷市の住宅は公共事業にあたってしまい、上尾市に引っ越してきました。</p> <p>そこで知り合いから上尾市の近隣市である桶川の農地を紹介されたので、今回、桶川市の農地を借りることになりました。</p> <p>続いて、2件目の借受人についてですが、上尾市に本社がある法人となります。</p> <p>法人の経営者はそれぞれ240日ずつ農業に従事しており、時期によってはパートさんもいるとのことです。</p> <p>桶川市内については、9578㎡の農地を借りて、耕作している状況です。</p>

	事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の砂川委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
砂川委員	報告させていただきます。 申請地は全て適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、第3号議案について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第3号議案について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号議案「特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第4号議案について説明させていただきますので、農業委員会総会次第兼資料と、農業委員会総会・現地調査資料をご覧ください。 桶川市教育委員会より「みどりの学校ファーム」、桶川市高齢介護課より「健康いきいき農園」事業につきまして、特定農地貸付けの承認申請がありました。 特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることを言い、市民農園などを運営する場合に活用されています。 それには、営利を目的としない農作物栽培を目的とすることや、10a未満で相当数の者を対象に貸付けることなどの条件がありますが、農業委員会の承認があれば、賃貸借等について農地法の許可が必要なくなります。 教育委員会は加納小学校の在校生を対象とし、高齢介護課は市内に居住する60歳以上の方を対象としております。 申請地の所在、地目、面積、貸主等は資料記載の通りです。 また、申請農園は12件で、全て更新の案件となっております。 なお、現地については事務局で確認しましたが、全て適正に管理されており、特段問題はありませんでしたので、ご報告いたします。 事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。

	<p>それでは、第4号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第4号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 3件全てが所有権の移転で、転用目的が住宅敷地等でした。 なお、令和4年3月11日から令和4年3月18日までの専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>来年度以降も引き続き農業委員となられる方にご連絡いたします。 令和4年4月1日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室303にて辞令交付式を行いますので、お集りください。 また、次回の農業委員会総会は、令和4年4月25日（月）の午後2時から市役所3階の303会議室で行います。 事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。 それでは、和久津委員に閉会をお願いいたします。</p>
和久津委員	<p>（閉会宣言）閉会時間 午後3時50分</p>